

すいたし 吹田市バリアフリー基本構想【概要版】（案）

この基本構想は、吹田市において、高齢者及び障がい者などのだれもが安全で便利に移動できる

環境を整備し、ひいては「ノーマライゼーション社会」を実現することを目的としたものです。

バリアフリー化の基本理念

だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり
－バリアのない交通・まち・ひと・しくみ－

バリアフリー化の基本方針

- だれもが快適に利用できる駅や駅前広場などのバリアフリー化を進めます。
- だれもが安全で安心に移動できる連続した移動経路を確保します。
- だれもが気軽に出かけられるまちづくりをめざします。
- だれもが心ふれあい支え合う社会をめざします。
- だれもが共に考え、共につくるバリアフリー化を進めます。

これまでの取り組みと見直しの概要

本市では、平成14（2002）年に吹田市全体の交通バリアフリーの進め方などを決定しました。これにより、吹田市内の鉄道駅周辺を重点整備地区として定め、段階的に整備してきました。

基本構想の策定から一定の時間が経過し、おおむねの事業が完了したことや、国のバリアフリーに関する方針などの改定を踏まえ、令和5（2023）年度以降に3段階のステップで本市のバリアフリー化

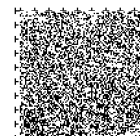
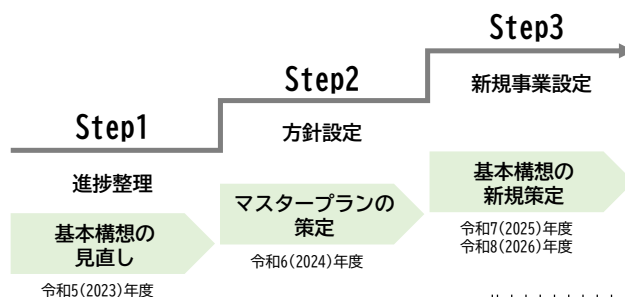
を推進することとしました。本基本構想では、第1

段階の取り組みとして、当初の基本構想に定めた事

業の実施状況を反映し、残された事業を次期

基本構想の策定まで（令和8（2026）年度中）に完了

することを目標とした見直しを行いました。



基本構想に基づく取り組みの概要 ①

1. 重点整備地区における移動等の円滑化

本基本構想に基づき、重点整備地区（高齢者、障がい者等がよく利用する施設を含む地区）を設定し、吹田市・公共交通事業者・施設設置管理者・公安委員会が施設（生活関連施設）や道路（生活関連経路）などのバリアフリー化事業を実施していきます。

重点整備地区の一覧

No.	地区名	設定時期	面積
1	江坂地区	平成14（2002）年度	約1.20 km ²
2	山田地区	平成14（2002）年度	約1.50 km ²
3	吹田・豊津地区	平成14（2002）年度	約3.60 km ²
4	桃山台地区 ※	平成17（2005）年度	約0.53 km ²
5	千里山・関大前地区	平成18（2006）年度	約1.76 km ²
6	南千里地区	平成18（2006）年度	約2.36 km ²
7	岸部地区	平成19（2007）年度	約1.17 km ²
8	北千里地区	平成19（2007）年度	約3.52 km ²
9	万博公園周辺地区	平成19（2007）年度	約3.63 km ²
10	南吹田地区	平成29（2017）年度	約0.61 km ²

※豊中市と共同で基本構想を策定しましたが、本見直しは吹田市域に関するものであることから、豊中市との協議により、吹田市域部分のみの記載としました。

事業の種類

公共交通特定事業

- 特定旅客施設におけるバリアフリー設備（ホーム柵、エレベーター、トイレなど）の整備、これに伴う構造の変更に関する事業
- 鉄道、バス、福祉タクシーなどの車両におけるバリアフリー整備に関する事業

交通安全特定事業

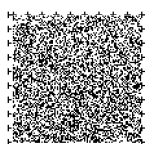
- バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業
- バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

道路特定事業

- 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物の設置に関する事業
- バリアフリー化のために必要な道路構造の改良に関する事業

その他の事業

- 上記に当てはまらない事業を「その他の事業」として整理
- 現在は、路外駐車場・都市公園・建築物・教育啓発に係る特定事業は設定されていません





取り組みの例 1

津雲中央線(津雲台3丁目)



- ① 植樹帯の改良により、歩道有効幅員を確保
- ② 視覚障がい者誘導用ブロック・坂道休憩施設の設置

取り組みの例 2

垂水豊津線(垂水町3丁目)



- ① 植樹帯の改良・電柱等の移設により、歩道有効幅員を確保
- ② 視覚障がい者誘導用ブロック設置

取り組みの例 3

阪急豊津駅前



○ 自転車駐車場及び歩道の整備、駅構内及び郊外のエレベーター設置

JR吹田駅



○ 駅構内及び郊外のエレベーター設置

用語の補足

生活関連施設とは

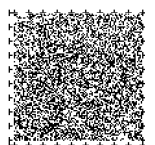
高齢者、障がい者などが利用する施設のうち、規模や利用状況などの地域実情を勘案し選定された施設で、移動等円滑化のための事業実施の必要性が高く、実施可能性のある施設または既に移動等円滑化された施設

生活関連経路とは

主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路のうち、移動等円滑化のための事業実施の必要性が高く、可能性のある経路または既に移動等円滑化されている経路

準生活関連経路とは

主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路のうち、移動等円滑化のための事業実施の必要性は高いが、事業実施が困難な経路であることなどの理由により、長期的に事業実施に取り組む経路



2. 心のバリアフリーの推進

市民、施設設置管理者、行政機関などが互いに連携したソフト施策を展開し、「心のバリアフリー」を推進します。

広報・啓発の推進

- 公安委員会などの関係機関・市民と協力しながら自転車利用マナーに関する指導や駐輪の取締りを進めます。
- 総合教育や交通安全教育などの中でバリアフリーの啓発を行う取り組みを導入します。
- 出前講座を実施し、心のバリアフリーの啓発を進めます。
- NPO、ボランティア団体、事業者などと連携しながらバリアフリーに関する意識啓発などを実施します。

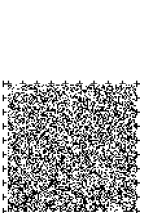
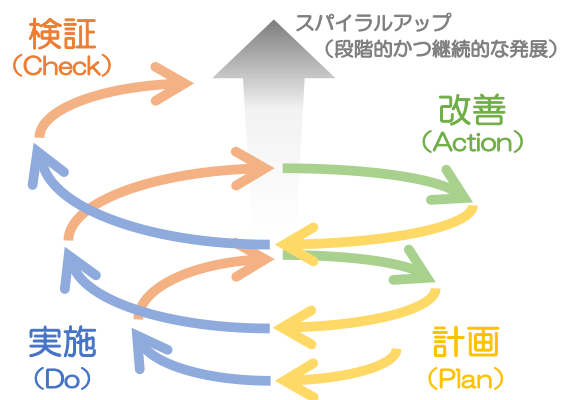
情報提供

- バリアフリーに関する情報ネットワークシステムの構築を検討します。
- ホームページをさらに充実させるなど、市内のバリアフリー情報の提供を進めます。また、工事中であっても歩行者が安全に歩ける空間を確保するとともに工事情報の提供などに努めます。
- わかりやすい案内表示の方法について検討します。

バリアフリー化の推進に向けて

本市では、吹田市バリアフリー推進協議会を継続して開催し、市全体のバリアフリー化の実現を図ります。また今後とも、住民や事業者、高齢者、障がい者などの意見・提案を踏まえて基本構想を作成し、移動等円滑化の状況を把握しながら計画の改善を図ります。特に整備状況のチェック及び評価を行いながら、構想のスパイラルアップを図ります。

あわせて、目標年次となる令和8（2026）年度には、基本構想の改定を行います。



QRコード

基本構想の本編は吹田市ホームページからご覧ください。

吹田市バリアフリー基本構想

検索

URL :